

# 令和6年度 城里町立沢山小学校「学校いじめ防止基本方針」

城里町立沢山小学校 校長 大足 かおり  
平成26年4月1日策定  
令和6年12月9日改訂

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (定義)

「いじめ」とは、児童に対して当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

### (基本理念)

いじめの防止等のための対策は、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。また、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを絶対に行ってはいけない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、児童の保護者、地域住民、教育委員会その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努める。

## 2 いじめ未然防止のための基本となる事項

### (1) 基本的施策

ア<日頃からいじめを未然に防止する取組>

(ア) 児童一人一人が活躍し、分かる授業づくりの推進

児童が主体的に活動できる場を積極的に取り入れ、一人一人のよさを引き出し、どの児童も分かる授業をつくる。成功体験を積み重ねることによる自己肯定感の高まりや活躍することによる自己有用感の向上を図る。そして、周囲から必要とされ、自分の居場所を感じる自己存在感を育む。

→ 一人一人の児童に対し、目標に向かっての達成や成功といった活躍の成果を、全校児童の前まで賞する「さわやま賞NEXT」を定期的実施する。

校内一斉道徳授業の実施。「いじめをなくす」、「人権スローガン」の作成。

(イ) 学級ごとの集団・絆づくり

学級の集団づくりを行う。児童同士のコミュニケーションを図ることで、学級の集団による絆づくりを促進し、いじめが起きない雰囲気をつくっていく。

→ 元気っ子（ロング昼休み）の時間に学級ごとにみんなで遊んだり、給食時に円の形になって会食をしたりする。

安全・安心な学級となっているか、人間関係の構築ができているかといった実態把握を行うために、Q Uテストを実施する。

(ウ) 異学年交流の絆づくり

縦割り班活動やクラブ活動、委員会活動で、遊びや奉仕活動から異学年との関係づくりを行い、連帯感を高め、児童同士の絆づくりを図る。また、上級生が下級生の手本となる立場から、規律ある行動や相手を思いやる言葉かけといった意識を高めていく。それにもなると、下級生が上級生の模範となる行動や言葉かけを実際に見て学び、今後の学校生活に生かそうとする態度を養う。

《特別活動の年間計画におけるいじめ未然防止の取組》

月	活 動 内 容
4月	1年生を迎える会 縦割り班遊び（2回）クラブ・委員会組織作り
5月	サツマイモなえ植え 縦割り班遊び（2回） 運動会 クリーン作戦 クラブ 委員会
6月	縦割り班遊び（2回） クリーン作戦 クラブ 委員会
7月	縦割り班遊び（2回） クリーン作戦 クラブ 委員会
9月	縦割り班遊び（2回） クリーン作戦 クラブ 委員会
10月	サツマイモ収穫 縦割り班遊び（2回） クリーン作戦 クラブ 委員会
11月	昔遊びふれあい交流会 創立記念集会 縦割り班遊び（2回） クリーン作戦 クラブ・委員会
12月	縦割り班遊び（2回） クリーン作戦 クラブ 委員会
1月	縦割り班によるなわとび練習 縦割り班遊び（2回） クリーン作戦 クラブ 委員会
2月	なわとび集会 「ありがとう」を伝えよう月間 縦割り班遊び（2回） クリーン作戦 クラブ 委員会
3月	縦割り班解散式 縦割り班遊び（1回） 6年生を送る会 クリーン作戦 クラブ 委員会

(エ) 児童の自己指導能力の育成の向上

人権意識を向上することをねらいとした教育活動を推進する。「その時、その場でどのような行動や言葉かけをしたらよいか、相手はどのように感じるか」を考え、実際に実行できる資質を育成する。また、「なぜ、いじめはよくないのか」といった根本の部分から考えることのできる取組を計画的に行っていく。

→ 人権意識を向上する取組

（人権メッセージの作成、人権集会での各学年行動宣言の設定）

外部講師を呼んでの授業（人権教室〔中学年〕、SDGs教室〔高学年〕）

担任による道徳の授業（4月一斉・随時）

（オ）いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を、年間指導計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

→ 職員研修の実施

（視聴覚教材を活用した人権教育、生徒指導主事による校外研修の伝達研修等）

イ <いじめの早期発見のための措置>

（ア）いじめ早期発見のための実態調査

いじめを早期に発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

①児童対象生活アンケート調査 月1回（8月を除く）

②保護者対象の面接および学校生活アンケート調査 年2回（7月、11月）

（7月に保護者との二者面談、11月は学校アンケートを実施）

③オンライン相談窓口「さわやまそうだんしつ」の設置

④心の健康観察の実施

⑤教育相談ポスト（随時、昇降口前）の設置

（イ）いじめ早期発見のための相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるように、相談体制を整備する。

①スクールカウンセラーの活用と連携

②いじめ相談窓口の設置（教頭、生徒指導主事、養護教諭）

## （2）いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

<活動>

①いじめ未然防止に関すること。

②いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

③いじめ事案に対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

<開催>

月2回を生徒指導会議・いじめ防止対策委員会とし、いじめ事案が発生した場合、その都度緊急に開催する。

イ いじめに対する措置

（ア）いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。（即日対応）

（イ）いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を予防するため、いじめを受

けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(エ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(オ) いじめが解消されることとして、以下の2つの要件が満たされてることを指す。

- ・被害者に対する、心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月が目安）継続している。
- ・被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。

### (3) 重大事態への対処

生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、速やかに教育委員会に報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、丁寧な説明を行う。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、実態把握及びいじめ防止に対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価する。

ア いじめの未然防止に関する取り組みに関すること。

イ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

ウ いじめの再発防止するための取り組みに関すること。

平成30年 4月1日一部改訂 2 (2) イ (カ)

平成31年 4月1日一部改訂 2 (1) イ (ア)

令和 3年 4月1日一部改訂 1 いじめの禁止

2 (1) ア (ウ)

令和 5年 7月1日一部追加 2 (1) イ (ア)

令和 6年 4月1日一部改訂 2 (1) イ (ア)

令和 6年 5月1日一部追加 いじめ対応フローチャート

(平常時、発生時、重大事態時)

令和 6年 8月6日一部改訂 2 (1) イ (イ) ②、2 (2) イ (カ)

令和 6年12月9日一部改訂・追加 学校長名の記載 2 (1)、(2)ア、(2)イ、(4)

# いじめ対応フローチャート（平常時）

校長 教頭 生徒指導主事

いじめ未然防止策を検討・協議

随時

迅速な報告・連絡・相談

情報収集 情報提供

各学年担任 教育相談担当 養護教諭

児童 保護者 地域

必要に応じて、情報提供

<各学年ブロックによる一日の情報交換>

(児童の下校完了時から) ※適宜、実施

上学年ブロック 下学年ブロック

特別支援学級ブロック

↓  
《生徒指導主事を中心とした「いじめ未然防止策」の徹底・運営》

## <いじめ防止対策委員会>

(毎月第2週月曜日)

(生徒指導会議【月2回】・生徒指導部員会【随時】)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事

各学年担任 特別支援コーディネーター

養護教諭 (スクールカウンセラー)

## <いじめ未然防止策>

- 月初めの生活アンケート
- 校内オンライン相談窓口  
「さわやまそうだんしつ」の設置 (タブレット)
- 相談BOXの設置 (校内)
- 心の健康観察の実施 (タブレット)
- 外部機関 (教育委員会・警察等) との連携強化

# いじめ対応フローチャート（いじめ発生時）

## いじめ重大事態発見

児童（本人）の行動や様子、児童（本人）からの訴え  
児童や保護者、関係機関や地域からの情報提供  
生活アンケートの調査  
校内オンライン相談窓口「さわやまそうだんしつ」からの相談



即時に報告・連絡・相談

校長・教頭・生徒指導主事



臨時招集

### <いじめ防止対策委員会>

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事  
各学年担任 特別支援コーディネーター  
教育相談担当 養護教諭  
スクールカウンセラー

#### 共通理解・対応策検討

- ①被害児童への支援  
（事実確認と調査・情報収集・援助）
- ②加害児童への支援  
（事実確認と調査・情報収集・指導・助言）



#### 保護者への支援・援助

- ①被害児童保護者への支援  
（事実確認と調査の報告・今後の対応・援助）
- ②加害児童保護者への支援  
（事実確認と調査の報告・今後の対応・指導・助言）



経過報告



報告・連携



児童 保護者 地域

教育委員会 関係機関（警察など）

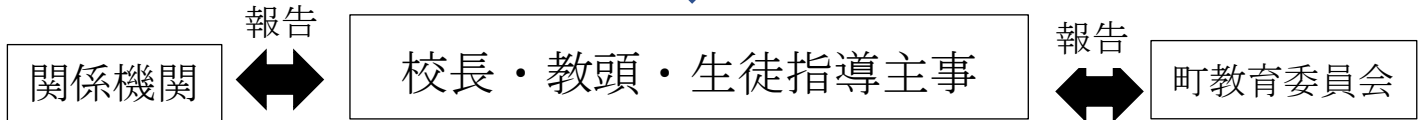
# いじめ対応フローチャート（いじめ重大事態発生時）

## いじめ重大事態発見

児童（本人）の行動や様子、児童（本人）からの訴え  
児童や保護者、関係機関や地域からの情報提供  
生活アンケートの調査  
校内オンライン相談窓口「さわやまそうだんしつ」からの相談



即時に報告・連絡・相談



臨時招集

## <いじめ防止対策委員会>

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 担任 特別支援コーディネーター 養護教諭

- 「誰がどう動くか」の決定・確認
- 全職員での継続支援体制の検討
- 指導方針の策定
- 窓口の一本化（教頭）

### 被害児童・保護者

- 継続的な支援・援助
- 身柄の安全確保
- スクールカウンセラーへの協力・要請
- 家庭と学校との連携強化

### 加害児童・保護者

- 事実確認→いじめ解決に向けた指導と支援
- 今後の方針等を踏まえた保護者面談



## 経過観察

事後の観察、本人への声かけ、面談、保護者への報告、聞き取り（月に数回）※解消されるまで



報告・連携



児童 保護者 地域

教育委員会 関係機関（警察など）